

# 令和8年度各種補助金申請受付開始!

※詳細は町公式ホームページをご覧ください。 ※予算額に達した時点で受付終了となります。

## 住宅改修資金補助金

町では、町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。

▼申請期間／4月13日(月)～令和9年1月29日(金)

▼対象／次の①～⑤の要件を全て満たす方

①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方

②対象となる住宅を所有し、かつ居住している方

③町税等の滞納がない方

④対象となる改修工事について、ほかの補助制度を受けていない方

⑤過去に補助を受けた翌年度から起算して5年経過した方

▼対象となる住宅／次の①～③のいずれかに該当する建築物

①個人住宅(自己の居住用の建築物)

②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になつている場合の居住用部分のみ)

③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

### ▼主な改修工事例

○屋根や外壁の改修または塗装工事

○部屋の防音や断熱工事

○手すり設置や段差解消工事

○間取りの変更工事

○床、内壁、天井等の改修工事等

▼対象工事／町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、令和9年2月末日までに完了する住宅改修工事。なお、交付決定後30日以内に着工する必要がある。

※新築や建て替え工事、補助金交付決定以前に着手した工事等は対象外となります。詳しくは工事着工前にお問い合わせください。

▼補助金額／改修工事に要した費用(税抜)の10%(上限額20万円)

※千円未満切り捨て

▼産業振興企業誘致課



住宅改修資金補助金

## 中心市街地賑わい創出事業補助金

町では、中心市街地の賑わい創出のためのイベント等を実施する団体に対し、実施するイベント等の費用の一部を補助します。

▼受付開始／4月13日(月)～

▼対象区域／「寄居町中心市街地活性化基本計画」で設定した区域

▼対象団体／3人以上で構成される団体

▼対象事業／中心市街地の賑わい創出を目的として実施するイベント等 ※令和9年3月25日(木)までに完了する事業

▼対象経費／補助対象事業に要する経費

※用地の取得にかかる費用、旅費、景品代(現金または商品券)、食料品、接待費、その他補助事業と認められない経費は補助対象外

※交付決定後の経費のみ対象

▼補助金額／上限額20万円

※補助金額は総事業費から収入を差し引いた金額

▼実績／Yottecoでのチャリティーライブ、YORIBAでのフリーマーケット、雀宮公園でのワークショップなど

▼プロモーション戦略課

☎581・2121内線432



中心市街地賑わい創出事業補助金

## 高齢者向け自転車用ヘルメット購入費補助金

町では、自転車乗車中の事故で最も死亡者の多い65歳以上の高齢者を対象に、ヘルメット購入費の一部を補助します。

▼申請期間／4月13日(月)～11月30日(月)

▼対象／次の①～③の要件を全て満たす方

①町内在住で、申請時に65歳以上の方

②この補助金を受けたことがない方

③ヘルメットの購入者であり使用者の方

▼対象となるヘルメット／次の①～④の要件を全て満たすヘルメット

①令和8年4月1日以降に購入したもの

②新品のもの

③ヘルメット使用者1人につき1個

④安全基準の認証がある自転車用ヘルメット

▼補助金額

購入費の2分の1(上限額2000円)

※補助金は、ポイントを付与したYorricardで交付します(使用期限は令和9年3月31日(木)まで)。



高齢者向け自転車用ヘルメット購入費補助金

## ●まちなか居住促進補助金

町では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、若い世代や子育て世帯のまちなかにおける住宅取得を支援する補助制度を実施しています。新築住宅だけでなく、中古住宅の取得も対象です。

▼申請期間 4月14日(火)～令和9年3月19日(金)

▼補助金額

①子育て世帯かつ39歳以下の方 ↓ 80万円

②子育て世帯の方 ↓ 60万円

③39歳以下の方 ↓ 40万円

※中古住宅の取得の場合は、右記の2分の1の金額となります。

▼まちづくり整備課

☎581・2121内線242

## ●まちなか旧耐震住宅除却補助金

町では、地震に伴う家屋の倒壊による二次被害を防止するため、住宅が密集する居住誘導区域内で昭和56年5月以前に建築された住宅の除却費用の一部を補助します。

▼申請期間 4月14日(火)～令和9年2月26日(金)

▼補助金額 除却工事に要する費用の2分の1 ※上限額40万円(町内事業者が除却工事を行う場合は50万円)

▼まちづくり整備課

☎581・2121内線241

## エコハウス推進事業補助金

町では、温室効果ガスの排出を削減するため、個人の方を対象に省エネルギー機器等の導入費用の一部を補助します。

▼申請期間／令和9年2月26日(金)まで

▼対象／次のいずれにも該当する方

○寄居町民または、これから寄居町民になる方で、自ら居住するための住宅に機器を設置する方

○住宅の所有者および共有者に町税の滞納のない方

▼補助対象機器

①太陽光発電設備

②家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

③家庭用蓄電池

④電気自動車等充給電設備(V2H)

⑤地中熱利用システム

⑥太陽熱利用システム(自然循環型)

⑦太陽熱利用システム(強制循環型)

▼補助金額

①～⑤ 1基当たり7万円

⑥、⑦ 1機器当たり3万5000円

※まちなか居住促進補助金を受けた方は、さらに1基機器当たり10万円の加算があります。

▼生活環境エコタウン課

☎581・2121内線223・224



エコハウス推進事業補助金

## ●木造住宅耐震診断助成金

昭和56年5月以前の建築物(旧耐震住宅)は「建築基準法」における耐震基準の改正以降の建築物に比べ、地震の際に大きな被害が多いことが報告されています。耐震に関する補助制度をご利用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。

▼申請期間 4月14日(火)～12月25日(金)

▼補助金額 耐震診断に要した費用の2分の1

※上限額2万5000円

▼まちづくり整備課

☎581・2121内線241

## ●老朽空き家除却補助金

町では、町民の生活環境を守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、空き家の除却費用の一部を補助します。

▼申請期間 4月14日(火)～令和9年2月26日(金)

▼補助金額 除却工事に要する費用の2分の1

※上限額30万円(町内事業者が除却工事を行う場合は40万円)

▼まちづくり整備課

☎581・2121内線241

## 特殊詐欺対策機器購入費補助金

特殊詐欺は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、犯人の口座に送金させる犯罪の総称です。町では、特殊詐欺対策機能の付いた固定電話機や機器の購入費の一部を補助します。

▼申請期間／4月13日(月)～令和9年3月31日(水)

▼対象／次の①～③の要件を全て満たす方

①町内在住で、申請時に65歳以上の方

②65歳以上の方を1人以上含む世帯に属する方

③この補助金の交付を受けたことがない方(その方と同一の世帯に属する家族を含む)

▼補助対象機器

呼び出し前に自動応答し、通話を録音する機能等を備えた特殊詐欺対策のため開発された固定電話機および機器(特殊詐欺対策機器)の購入に要した費用

※令和8年4月1日以後に購入した機器が対象

▼補助金額

特殊詐欺対策機器購入費の2分の1(上限額1万円)

※100円未満切り捨て

※送料、設置に係る工事費用、購入後の保守等に係る費用等を除く

▼生活環境エコタウン課

☎581・2121内線221



特殊詐欺対策機器購入費補助金